

愛知県立五条高等学校 部活動に係る活動方針

1 目 標

- (1) 健全な心身の成長を促すとともに、生きる力の育成や豊かな学校生活の実現を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (2) 技術・競技力の向上のみならず、個性の伸長及び生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 部活動運営

(1) 設置する部活動

ア 運動部

ソフトテニス部・硬式テニス部・バレーボール部・ハンドボール部・バスケットボール部・ソフトボール部・サッカー部・卓球部・剣道部・弓道部・柔道部・陸上競技部・水泳部・硬式野球部・新体操部

イ 文化部

美術部・科学部（物理班・化学班・生物班）・吹奏楽部・JRC部・ESS部・コンピュータ部

(2) 活動時間及び日数

ア 学期中は、週あたり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日をつける。大会への参加等により週末に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。

イ 活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。

ウ 3月～10月の平日の活動終了時刻は18時とし、完全下校時刻を18時30分とする。11月～2月の平日の活動終了時刻は17時30分とし、完全下校時刻を18時00分とする。なお、部活動の延長を希望する場合は、部活動下校時刻延長願の提出が必要である。延長は60分を限度とする。

エ 土曜日・日曜日の活動については、土曜学習教室のある時は、土曜日の午後または日曜日の午前・午後のいずれかの活動とする。土曜学習教室のない時は、土曜日・日曜日のいずれか、原則的に半日の活動とする。ただし、練習試合については、相手校の事情等もあるので現実的な判断のもとで活動時間を設定する。

オ 長期休業中は、その意義を踏まえ、適切な休養日及び活動時間を設定する。

カ 各種大会やコンクール等が開催される時期において基準以上に活動した場合には、大会終了後に休養日を十分に確保する。

(3) その他

ア 定期考査1週間前（土曜日、日曜日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は申請により活動許可を受ける。

イ 年末年始、会議・行事を行わない期間、学校閉庁日等は部活動を行わない。大会等がある場合は申請により活動許可を受ける。

(4) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

ア 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会

イ 上記以外の大会については、事前に校長が許可した場合のみとする。ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。

3 指導体制

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上不可欠な観点であり、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。